

問い合わせ先	
担当課	総務局 人事部 人事課
直 通	072-228-7907
内 線	5250
F A X	072-228-8823

特定任期付職員の公募内容の変更について

令和元年 11 月 27 日付で報道提供いたしました、(仮称)ICT 戦略室の特定任期付職員及び、戦略的広報の推進に向けた特定任期付職員の公募につきまして、より幅広い人材の募集を行うため、下記のとおり公募内容を変更します。

記

1 公募期間

変更後	令和元年 12 月 1 日 (日) から <u>12 月 23 日 (月) まで</u>
変更前	令和元年 12 月 1 日 (日) から 12 月 20 日 (金) まで

2 応募資格 (年齢要件)

変更後	参事【課長級】	<u>(削除)</u>
	主幹【課長補佐級】	
	主査【係長級】	
変更前	参事【課長級】	昭和 44 年 4 月 2 日から昭和 58 年 4 月 1 日までに生まれた人
	主幹【課長補佐級】	昭和 49 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた人
	主査【係長級】	

※変更後の公募概要は別紙のとおりです。

○(仮称)ICT 戦略室の特定任期付職員の公募について (概要)

(1) 任用期間

令和 2 年 4 月 1 日から 3 年間

ただし、令和 2 年 4 月 1 日から 1 年ごとに任期を更新することとし、勤務実績によっては更新を行わないこともある。

任用期間については、令和 2 年 4 月 1 日までに採用されることがある。この場合であっても任期は令和 5 年 3 月 31 日まで。

(2) 募集内容 (合計 3~4 名程度)

役職	応募資格	年収
ICT 推進専門官 (参事【課長級】)	<p>ア 情報システムの構築・管理に従事した実務経験を直近 5 年以上有していること。</p> <p>イ 管理要員が 20 名以上のプロジェクトを統括し、成功に導いた経験を有していること。</p> <p>ウ 新しい環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを行う力を有していること。</p> <p>エ ICT にあまり長けていない市民や市職員等に対しても、内容や意義を説明できるプレゼンテーション能力を有していること。</p>	940 万円程度
ICT 推進副専門官 (主幹【課長補佐級】)	<p>ア 情報システムの構築・管理に従事した実務経験を直近 3 年以上有していること。</p> <p>イ 新しい環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを行う力を有していること。</p>	(課長補佐級) 730 万円程度
ICT 推進専門員 (主査【係長級】)	<p>ウ ICT にあまり長けていない市民や市職員等に対しても、内容や意義を説明できるプレゼンテーション能力を有していること。</p>	(係長級) 640 万円程度

※上記の要件を全て満たす人。ただし、申込日現在堺市職員である者は応募不可。

※実務経験年数は、令和元年度末時点での見込み年数が上記を満たしていれば可。

※学歴不問。

※地域手当及び期末手当（賞与）を含む。

※支給対象外の主な手当：扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、勤勉手当

※初年度の 6 月に支給される期末手当については、在職期間による割落としがあるため、上記の年収に達しない場合がある。

※令和元年 12 月現在。人事給与制度の改正により変わることがある。

○戦略的広報の推進に向けた特定任期付職員の公募について（概要）

(1) 任用期間

令和 2 年 4 月 1 日から 3 年間

ただし、令和 2 年 4 月 1 日から 1 年ごとに任期を更新することとし、勤務実績によっては更新を行わないこともある。

任用期間については、令和 2 年 4 月 1 日までに採用されることがある。この場合であっても任期は令和 5 年 3 月 31 日まで。

(2) 募集内容（合計 2 名）

役職	応募資格	年収
広報戦略専門官 (参事【課長級】)	<p>ア 民間企業等においてマーケティング・企画・広報広聴・プロモーションの分野でブランド戦略・マーケティング戦略の立案、SNS 等のデジタル媒体の発信、プレス戦略などの実務経験を 5 年以上有していること。</p> <p>イ 管理職（マネージャー）としてマネジメント経験を 3 年以上有していること。</p> <p>ウ 新たな環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションし、主体的にプロジェクトを推進する能力を有していること。</p> <p>エ 市職員や市民に対して、広報広聴・プロモーションの意義及び戦略についてプレゼンテーションできる能力を有していること。</p>	940 万円程度
広報戦略副専門官 (主幹【課長補佐級】)	<p>ア 民間企業等においてマーケティング・企画・広報広聴・プロモーションの分野でブランド戦略・マーケティング戦略の立案、SNS 等のデジタル媒体の発信、プレス戦略などの実務経験を 3 年以上有していること。</p> <p>イ 新たな環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションできる能力を有していること。</p>	(課長補佐級) 730 万円程度
広報戦略専門員 (主査【係長級】)	<p>ウ 市職員や市民に対して、広報広聴・プロモーションの意義及び戦略についてプレゼンテーションできる能力を有していること。また、その資料の作成能力を有していること。</p>	(係長級) 640 万円程度

※上記の要件を全て満たす人。ただし、申込日現在堺市職員である者は応募不可。

※実務経験年数は、令和元年度末時点での見込み年数が上記を満たしていれば可。

※学歴不問。

※地域手当及び期末手当（賞与）を含む。

※支給対象外の主な手当：扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、勤勉手当

※初年度の 6 月に支給される期末手当については、在職期間による割落としがあるため、上記の年収に達しない場合がある。

※令和元年 12 月現在。人事給与制度の改正により変わることがある。